

# CSRセミナー

## ～企業の個人情報保護と従業員のSNS利用による情報漏洩～

羽曳野市商工会

個人情報保護法の改正を受けて2017年春までには、施行される見通しです。

今回の改正で大きな影響を受けるのが個人事業主や中小企業です。これまでは大企業のみが対象でした。

来年春にこの条項が撤廃される事が決定しており、個人事業主や中小企業も対象となります。

このセミナーでは、従業員のSNS利用による情報漏洩をどのように防ぐかも解り易くご紹介しますので是非ともご参加ください。

記

- 日 時 平成29年1月24日(火) 午後3時から午後4時30分
- 場 所 アゼリア柏原6階 市民プラザ 中会議室
- 講 師 大阪企業人権協議会 サポートセンター長 芝本 正明 氏
- 参加料 無 料
- 定 員 35名

※ 参加申込書は切り取らずにそのまま1月13日(金)までに商工会事務局まで FAX または、電話にてお申し込み下さい。

平成29年1月24日(火)

「企業の個人情報保護と従業員のSNS利用による情報漏洩」セミナー参加申込書

事業所名			
住 所			
参加者名			
T E L		F A X	
業 種			

※ 個人情報は、本セミナー開催の目的にのみ使用致します。

羽曳野市商工会 TEL 072-958-2331・FAX 072-956-1950